

○国家公安委員会告示第六十三号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第九条の十第六号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を次のように定める。

令和三年十一月十日

国家公安委員会委員長 二之湯 智

呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する

機器

附 則

この告示は、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和三年内閣府令第六十八号）附則ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。